

学校いじめ対策組織に関する研究動向と課題

Research Trends and Issues Concerning Organization for Measures for the Prevention, etc. of Bullying at Schools

山田 知代

Tomoyo Yamada

要旨: 本稿では、学校いじめ対策組織に関する学術的研究の動向を明らかにし、その上で、同組織の構成と運用にかかわる研究上の課題を導出することを目的とした。先行研究を整理した結果、次の2点が明らかになった。第一に、学校いじめ対策組織に着眼した学術的研究の蓄積は乏しい状況にある。そえゆえ、当該組織がどのような形で学校現場に定着してきているのか、その構成や運用の実態を明らかにしていく必要がある。第二に、今後、学校いじめ対策組織への外部専門家の活用を検討していく上では、外部専門家の「勤務形態」や「外部性の保持と内部性の獲得のバランス」等の論点を含める必要があると考えられる。

キーワード: 学校いじめ対策組織、いじめ防止対策推進法、外部専門家

Abstract: The purposes of this study were to identify trends in academic research on the Organization for Measures for the Prevention, etc., of Bullying at Schools and to elucidate research issues related to the organization's structure and operation. As a result of reviewing the previous studies, the following two points were identified. First, the accumulation of academic research focusing on the Organization for Measures for the Prevention, etc. of Bullying at Schools is scarce. Therefore, it is necessary to clarify how the organization has been established in schools, its structure, and its operation. Second, in considering the employment of external experts in the Organization for Measures for the Prevention, etc. of Bullying at Schools, it is necessary to include issues such as their "working style" and "balance between maintaining externalities and gaining internalities".

Keywords: Organization for Measures for the Prevention, etc. of Bullying at Schools, Act for the Promotion of Measures to Prevent Bullying, External experts

1. はじめに

2013（平成25）年、「いじめ防止対策推進法」が制定された。同法は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」（22条）と規定し、全ての学校に「いじめ

の防止等の対策のための組織」(以下、学校いじめ対策組織)の常設を求めている。

この規定が置かれた趣旨について、同法 11 条に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定、最終改定平成 29 年 3 月 14 日)(以下、国の基本方針)は、「いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されることから、規定されたものである」と説明している。学校いじめ対策組織の活用が、実効的ないじめ問題解決の「鍵」と位置付けられていることが読み取れる。

学校いじめ対策組織は、当該学校の実情に応じて、学校毎に設置されるものである。それゆえ、学校規模やその学校が有する人的ネットワーク、児童生徒の実態、管理職の考え方等により、構成員や運用形態は一樣ではない。いじめ防止対策推進法の制定から 10 年近くが経とうとしている現在、学校いじめ対策組織は、どのような形で学校現場に定着してきているのであろうか。その構成や専門家との連携等、運用実態に関する学術研究の蓄積はどの程度進んでいるのだろうか。

本稿は、以上の問題関心から、学校いじめ対策組織に関する学術的研究の動向を明らかにし、その上で、同組織の構成と運用にかかわる研究上の課題を導出することを目的とする。

2. 学校いじめ対策組織に関する研究動向

いじめ防止対策推進法が制定された 2013 (平成 25) 年 6 月以降の研究蓄積について、主として国立情報学研究所による学術論文データベース「CiNii」、国立研究開発法人科学技術振興機構による電子ジャーナルプラットフォーム「J-STAGE」を用いて検索・収集を行った¹。その結果、下記の特徴が明らかになった。

第一に、学校いじめ対策組織に着眼した学術的研究の蓄積は極めて乏しい状況にある。いじめ防止対策推進法に関連する一定の研究蓄積は見られるが(例:坂田 2014、八並 2017、坂田 2019、松永 2019、鬼澤 2020)、多くはいじめの定義(例:窪西 2018、ハツ塚 2020)や重大事態調査(例:加藤 2016、中西 2020)に関心が向けられており、学校いじめ対策組織については論文の一部で触れられる程度に止まっていた。学校いじめ対策組織に焦点化した学術論文²については、管見の限り確認できなかった³。

その中であって、論文の一部で学校いじめ対策組織に言及した研究成果を整理すると、学校いじめ対策組織の設置が学校現場に与えた影響を学校管理職の立場から肯定的に評価したものとして、三吉(2020)、國吉(2020)の報告がある。

三吉(2020)は、学校いじめ対策組織の設置が勤務先の小学校に与えた良い影響として、

①いじめに焦点化した組織の設置がいじめを早期に発見しようとする意識改革につながる、②個々の教師の経験値に頼ることなく複数の視点で客観的にいじめを判断できる、③複数の視点により透明性が確保され隠蔽体質の改善につながる、④構成員の対応能力の向上が教職員全体の資質向上につながる点を挙げている。

同様に、國吉（2020）は、学校いじめ対策組織の設置が、自身が勤務してきた中学校現場に与えた影響として、①教職員の役割の明確化が図られ、組織的に対応することが以前に増してできるようになった、②組織の整備がいじめ事案発生後の対応の迅速性につながった、③組織的対応により担任が一人で抱え込まず、学校全体の教職員で連携して対応するようになった点を示している。両者はいずれも校長経験者であり、学校いじめ対策組織の活用を意識した学校経営に取り組んだ結果と言えるだろう。これは、校内組織体制の軸となるのは管理職である（山口 2017）という指摘とも方向性を同じくする。

これら肯定的評価が存在する一方で、学校いじめ対策組織が慢性的に負担過重である教員を疲弊・消耗させ、学校の教育力を大きく削ぐ危険があることへの懸念（山口 2017）や、学校現場には学校いじめ対策組織が定着していないという指摘（坂田・山田 2021）も存在する。坂田・山田（2021）が 2019（令和元）年に実施した質問紙調査では、「勤務校の学校いじめ対策組織の構成員」について、「外部専門家を含めて全員知っている」と回答した教員は 16%に過ぎず、4 割の教員が「教職員についても一部の構成員しか知らない」と回答しており、活用以前の問題として、そもそも構成員すら把握していないという事態が明らかになっている。このような学校いじめ対策組織の機能不全については、各自治体（第三者委員会）が公表している「いじめの重大事態調査報告書」の中でも度々指摘されてきたところであり（例：矢巾町いじめ問題対策委員会（2016）「調査報告書〔概要版〕」、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2021）が、「平成 27 年度末には日本のすべての学校が『基本方針』の策定と『対策組織』の設置を完了したと報告されていますが、せっかくの方針や組織がうまく働いていない学校も少なからず存在しているのではないか、という印象を拭い去ることができない」（p.2）として、学校いじめ対策組織の構成と運用の参考例を示したことから看取できる。

また、学校いじめ対策組織の構成員の選定にあたり最も重要な視点は、「当該学校におけるいじめ問題の駆逐」という目標に向けて一致できるか否かという点であり、学校、教職員と協力できる外部委員をどのように確保するかが課題であること（坂田 2014）、いじめ防止対策推進法では明文で触れられていないが、外部専門家として弁護士の積極的関与が不可欠である（山口 2017）という知見も示されている。

次に、先行研究における第二の特徴として、学術論文の蓄積は乏しいものの、2020 年代に入り、学校いじめ対策組織を主題とする科研費プロジェクトが出現してきた点が挙げられる。科学研究費助成事業データベースを用いた検索の結果、「いじめ防止対策推進法の組織を活用した学校の生徒指導システムへの包括的支援の検討」（若手研究、研究代表：吉村

隆之、研究課題番号：20K14007、研究期間：2020～2022年度）、「学校における「いじめ対策委員会」をめぐる多職種連携の実証的研究」（基盤研究（C）、研究代表：鈴木庸裕、研究課題番号：21K02589、研究期間：2021～2023年度）が確認できた⁴。学校いじめ対策組織に関する学術的な注目が集まってきていることの証左と考えられるが、現時点において具体的な研究成果を提示するところまでは到達していないと言えよう。

以上、学校いじめ対策組織に関する研究動向をレビューしてきた。その結果、学校いじめ対策組織に関する学術的研究の蓄積は乏しく、未だ萌芽期にあることを確認した。そこで、次節では、学校いじめ対策組織における教員と教員以外の専門職との連携を検討する上で必要な論点を探るため、学校組織内での教員と教員以外の専門職との連携に関する研究動向を確認していきたい。

その際、教員以外の専門職としては、いじめ防止対策推進法 22 条で「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として例示列挙され、かつ、1995（平成 7）年 4 月の旧文部省による「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」開始以降、一定の年月が経過したスクールカウンセラー（以下、SC）を対象とする。

3. 教員と教員以外の専門職との連携に関する研究動向 —「SC を学校組織に活用する上での課題」及び「教員と SC の連携を促進する要因」という視点から—

本節では、教員以外の専門職を学校組織にどう活用するかという問題関心から、いじめ対応に限定せずに、教員と、教員以外の専門職として SC の連携に関する研究動向を確認する。「SC を学校組織に活用する上での課題」及び「教員と SC の連携を促進する要因」という視点から、整理していくことにしたい。

3.1 SC を学校組織に活用する上での課題

多くの先行研究に共通して「課題」とされているのが、SC の勤務体制である。SC は雇用形態が非常勤であり、学校を掛け持ちして活動しているため、活動日数や時間が限られてしまうとといった「活用上の困難」を抱えている（百瀬・加藤 2016）。橋本・上野・田中・倉橋（2015）は、公立中学校の教員への質問紙調査の結果から、約 9 割の教員が SC に対し、現状（調査対象の市では週 2 日勤務）以上の回数の勤務を望んでいたことを明らかにしている。SC は、非常勤という勤務形態から、「教師と協働して組織レベルの変化を起こすには多くの困難を抱えている」（伊藤 2009：p.192）と言える。

一方、岩田・大芦・鎌原・中澤・蘭・三浦（2009）によれば、SC が配置されていても、配置状況が機能していないという課題がある。その要因としては、「スクール・カウンセラーを活用するシステムが学校内にほとんどないことや、スクール・カウンセラーが適応支援施設等に在室しており、限られた生徒のみの利用になってしまっていること、少ない配置

日数の中では子どもが心を開きにくいことなどから、教育現場にスクール・カウンセラーによる支援活動が未だ根付いているとはいいたいこと」(p.106)が挙げられている。

また、SCの勤務体制は、SCに対する教員の満足度に影響することが示唆されている(高田2018)。高田(2018)は、校長・教頭・養護教諭・生徒指導主任・教育相談担当に対する質問紙調査の結果から、SCの配置回数や配置時間が少ないことが、SCに対する満足度の低下に大きく関係していることを指摘している。具体的には、①「カウンセリングの継続性・即時性の問題」(継続的なカウンセリングを行うことが難しく、即時性に欠けるとともに、緊急対応ができない)、②「教員との協働の時間の確保の問題」(教員とSCが話し合う時間の確保が困難である)、③「組織の一員としての活用の困難さ」(①・②とも関連し、SCが学校にいる時間が短く、SCと教員との間に同僚性を築きにくく組織的な活用が難しい)という課題を提示している。

この点については、荒木・中澤(2007)も、教員に対する面接調査の結果から、教員はSCが学校組織に関わることの必要性を強く感じている一方で、「『現在の勤務体制では、時間的に無理』『スクールカウンセラーが常駐できれば可能』など、学校組織の特性と、スクールカウンセラーの勤務体制から、その実現可能性は、難しいとの認識がほとんどであった」(p.90)ことを示している。そして、こうした勤務体制の課題と共に、面接調査により得られた、SCは「『立場的に教師と違うので物が言いにくいのでは、教師と対等に発言できるように、立場的なものを改善すべきである』『仕事が明確化されていないので、かかわりづらい』」(p.92)といった教員の意見を踏まえ、SCの仕事、役割を明確化する必要性を指摘している。

このほか、SCを学校組織に活用する上での課題としては、学校には学級王国などと言われるように教員同士が相互に干渉しないという体質があり、こうした構造的特徴が教員同士の連携や組織的対応を難しくしていること(久富1988、瀬戸2006、伊藤2009)、SCが学校という場の特性を意識せずにコンサルタント独自のスタンスで学校での相談にあたった場合に、教師がそのコンサルタントのスタンスにとまどったり違和感を強く感じること(小林2008)、SCの力量には格差があること(百瀬・加藤2016)、SCの専門性や力量、熱意にばらつきがあること(小林2008)、守秘義務などによりカウンセリングの内容が担任を含む教職員に伝えられず、教育的な連携がとりにくいこと(岩田・大芦・鎌原・中澤・蘭・三浦2009)が挙げられている。

また、学校組織における支援体制構築の課題として、SCと教員や教員間の協働を見ると、①管理職のリーダーシップによる学校組織内のシステム及び協働的雰囲気構築、②児童・生徒の支援を容易にする組織開発、③学校内での協働的雰囲気の有無、④学校内での教員間と他職種間との情報共有のあり方、⑤教員以外の専門家や非専門家の理解の程度が変数として欠かせないことも指摘されている(荊木・淵上2012)。

3.2 教員とSCの連携を促進する要因

では、こうした課題が存在する中で、教員とSCはどのように連携をしていけばよいのだろうか。

教員とSCの協働促進要因の一つとして、「コミュニケーション」が挙げられている（田中・内野 2010）。なかでも、コミュニケーションスタイルの柔軟性、業務から雑談までの幅広いコミュニケーション、頻繁なコミュニケーションが重要である（田中・内野 2010）。吉澤・古橋（2009）においても、教員とSCとの連携を促進するためには教員とSCとの雑談頻度が重要であることが示されており、日常的なコミュニケーションの重要性が示唆される。

また、SCが教職員と協働しつつ有効に機能するためには、外部性（教員とは異なる専門性を持った存在）に加え、内部性（教職員の一員となること）をいかに獲得するかが重要な鍵となること（伊藤 2011）、SCは教員に「身内」や「味方」だと思ってもらえることで、児童生徒のこと、学校のこと、教職員自身のことについて話してもらえる関係になることから、「身内」や「味方」意識を持ってもらえるようその学校が大事にしていることを共有したりしながら、学校コミュニティへの理解を深めることが大切であること（安田 2015）が示されている。

このほか、土居・加藤（2011）は、教員とSCの連携促進要因を実証的に検討し、SCの「職務内容の明確化」、「積極的な活用」、SCの活動における「問題への積極的な関与」、「関係者へのアプローチ」、「学校に合わせた活動」が連携行動を大きく促進する要因であると分析している。そして、SCとの連携を希望する学校には、受入体制において「職務内容の明確化」を最初に導入し、教員との連携を希望するSCには、「問題への積極的な関与」（問題への対応策を協議する場の設定、教員や保護者対象の研修会・講演会の実施、SCの仕事内容の理解のための情報提供等）を最初に導入することが望ましいと提案している。このような「SCの職務内容の明確化」の必要性は、荒木・中澤（2007）の研究とも一致するところである。

4. まとめに代えて

以上の研究動向を踏まえて、学校いじめ対策組織の効果的な運用に関する、今後の研究上の課題について述べる。

第一に、学校いじめ対策組織に着眼した学術的研究の蓄積は乏しい状況にあることから、当該組織がどのような形で学校現場に定着してきているのか、その構成や運用の実態を明らかにしていく必要がある。いじめ防止対策推進法は、学校いじめ対策組織の構成員として、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」（22条）が入ることを想定し、国の基本方針も、「外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効のないじめの問題の解決に資する」ことを期待している。しかし、国の基本方針が示すように、

学校いじめ対策組織には、いじめの未然防止策の検討から、日々の児童生徒のささいなトラブルを含めた情報の収集・記録・共有、いじめであるか否かの組織としての判断・対応に至るまで、広範な役割が求められ、かつ迅速性が求められる内容も含まれている。多様な人材で構成される組織とすることと、機動性を確保することの単純な両立は困難である(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 2021)。まずは学校いじめ対策組織の実態や学校現場のニーズを明らかにした上で、学校規模や緊急性の度合い等に応じて組織の形を柔軟に検討していく必要がある。

第二に、今後、学校いじめ対策組織への外部専門家の活用を検討していく上では、教員とSCの連携に関する先行研究で明らかにされた、外部専門家の「勤務形態」や「外部性の保持と内部性の獲得のバランス」等の論点を含める必要があると考えられる。

例えば「勤務形態」に関しては、非常勤であることによる情報共有の困難さや配置に係る予算確保の課題が常につきまとう。この点、「チーム学校」政策により、専門スタッフの人材プールとして位置づけられた各業界は「教職員定数・国庫負担対象への『昇格』を目指す」(青木・廣谷 2016 : p.168) ことになり、特にSCについては教員サイドからも常駐化を求める声があがるものの、現実にはほど遠い状況にあると言わざるを得ない。限られた勤務体制の中で、いかに効率的に連携していくかを検討する必要がある。

一方、「外部性の保持と内部性の獲得のバランス」に関しては、「“外部性”(=教師とは異なる専門性を持った存在)に加えて、“内部性”(=学校教職員の一人となること)をどのように獲得するかが重要な鍵になる」(伊藤 2011 : p.79) ことや、SCは教員に「“身内”や“味方”」だと思ってもらえるよう学校コミュニティへの理解を深めることが大切であること(安田 2015) などが示されている。SCに限らず、外部専門家には、外部性を保持しつつも学校という場の特性を理解する力量が求められ、そのための方策を検討する必要がある。

最後に、教育経営学の視点から、残された今後の研究上の課題について述べ、まとめに代えることとした。

今後、外部専門家の効果的な活用にあたっては、「学校管理職のマネジメント」が一層重要性を増すと考えられる。この点、「チーム学校」の導入によって「特定業務の『スペシャリスト』が設けられたとしても、教員はそれらを包摂した『ゼネラリスト』としての役割から解放されるわけではなく、「学校には多様な『スペシャリスト』を包摂しつつ、組織としての統合性を高めるためのマネジメントが必要」になる(浜田 2016 : p.42) という指摘や、チーム学校の議論を踏まえ「教員定数削減を見越すならば、学校の抱える諸課題に対して、学校が大量退職による指導力劣化問題を抱えながら、正規雇用の補強なく非正規雇用の職員とともに内的協働性をこれまで以上に高めつつ、様々な外部との連携を強化して地域協働を果たしていくことを当然視させるものであり」「そのマネジメントに懸かる付加は窮めて大きくならざるをえない」(木岡 2016 : p.13) とする指摘は示唆的である。学校いじめ対策組織の構成や運用を検討するにあたって、構成員の負担の考慮や人材の活用

等において、学校管理職のマネジメント能力が問われると考えられる。

【付記】 本研究は JSPS 科研費 JP22K02319 の助成を受けたものである。

注

- ¹ 2022（令和4）年10月6日、「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ対策組織」をキーワードとして検索を行った。
- ² 本稿では、学術論文として、主に学会誌及び大学紀要に掲載されたものを収集している。また、必要に応じてその他の文献も参照している。
- ³ なお、いじめ防止対策推進法制定以前の事例（2000年代の事例とされている）ではあるが、いじめ対応チームを使用したいじめ対応の事例報告として、荻間澤（2016）が参考になる。この事例では、2006（平成18）年に調査対象校が作成した「いじめ対応マニュアル」に基づき、当該学校に設置されたいじめ対応チーム（構成員は、副校長、生徒指導主事、教育相談主任兼学級担任（報告者）、副担任、学年主任、部活動担当者）がいじめ事案に対応した。その結果、チームで対応したことのメリットとして、①いじめ解消のすべての責任を背負っているというプレッシャーをほとんど感じず、むしろ一部の役割を担っているという意識で活動したことで、積極的に対応することができ、「仮に失敗しても、いじめ対応チームによって次の対応案が検討されるという安心感があった」（p.62）こと、②「学年主任と2人で家庭訪問したこと、お互いに不適切な表現を改めることができ、それが保護者の信頼を得ることにつながった」（p.62）こと、③「聞き取った情報をお互いに確認して、いじめ行為の詳細な事実確認ができた」（p.62）こと等が挙げられている。
- ⁴ 2022（令和4）年10月6日、「いじめ防止対策推進法 AND 組織」で検索し、主題に組織が入るものを抽出した。本稿も「学校いじめ対策組織の活用と外部専門家との連携システムの構築に関する研究」（基盤研究（C）、研究代表：山田知代、研究課題番号：22K02319、研究機関：2022～2025年度）の一環である。

引用・参考文献

- 青木栄一・廣谷貴明（2016）「チーム（としての）学校の政策過程がもたらしたインパクト」『教育制度学研究』第23号、pp.162-169
- 荒木史代・中澤潤（2007）「スクールカウンセラーに対する教師のニーズ」『千葉大学教育学部研究紀要』第55巻、pp.87-95
- 飯田順子・雪田彩子・青山郁子・杉本希映・遠藤寛子（2022）「スクールカウンセラーのいじめ対応効力感の特徴といじめ対応の現状に関する研究」『筑波大学学校教育論集』第44巻、pp.1-12
- 家近早苗（2017）「学校心理学の展望と課題—チーム学校への貢献の可能性—」『教育心理学年報』第56集、pp.122-136
- 石隈利紀（1999）『学校心理学—教師・スクールカウンセラー・保護者のチームによる心理教育的援助サービス』誠信書房
- 伊藤亜矢子（2009）「学校・学級組織へのコンサルテーション」『教育心理学年報』第48集、pp.192-202
- 伊藤美奈子（2011）「教員との関係をどう創るか」村山正治・森岡正芳編『スクールカウンセリング（臨床心理学増刊第3号）経験知・実践知とローカリティ』金剛出版、pp.77-80
- 荻木まき子・淵上克義（2012）「学校組織内の児童・生徒支援体制における協働に関する研究動向」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第151号、pp.33-42

- 岩田美保・大芦治・鎌原雅彦・中澤潤・蘭千壽・三浦香苗（2009）「現職教員が教育現場で現在直面している問題とスクール・カウンセラーに対するニーズに関する調査報告」『千葉大学教育学部研究紀要』第57巻、pp.103-107
- 浦野エイミ（2015）「中学校におけるいじめ問題への取り組み～教師・養護教諭との連携～」『熊本大学教育実践研究』第32号、pp.123-129
- 鬼澤秀昌（2020）「いじめ防止対策推進法から見るいじめ問題への学校の対応の在り方」『スクール・コンプライアンス研究』第8号、pp.18-29
- 小野田正利（2019）「いじめ防止対策推進法の孕む課題」季刊教育法、200号、pp.18-29
- 加藤慶子（2016）「いじめ防止対策推進法に基づくいじめによる重大事態の調査結果に対する再調査の可否の判断」『スクール・コンプライアンス研究』第4号、pp.66-74
- 荏間澤勇人（2016）「いじめ対応チームによるいじめ解消を目指した事例―謝罪会の実施を含めた早期対応を通して―」『学級経営心理学研究』第5巻、pp.53-64
- 神林寿幸（2018）「心理や福祉に関するスタッフの専門性をめぐる研究動向―2000年以降の国内論文を中心に―」『日本教育経営学会紀要』第60号、pp.264-273
- 木岡一明（2016）「『多職種によって構成される学校』のマネジメント―その設定の含意と可能性―」『学校経営研究』第41巻、pp.10-17
- 國吉正彦（2020）「いじめ問題と向き合う―中学校の現場から―」『スクール・コンプライアンス研究』第8号、pp.40-47
- 窪西光範（2018）「『いじめ』に対する観点・捉え方について：『いじめ防止対策推進法』の定義の学校現場での効果的な運用に向けて」『研究紀要 白鳳女子短期大学』13号、pp.35-40
- 紅林伸幸・下村秀夫・中川謙二・山本真治（2003）「学校を拓く教師たち、協働する教師たち：教師の『協働』をめぐる3つのエスノグラフィーから」『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』第53号、pp.119-138
- 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2021）「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3：基本方針を実効化する対策組織の構成と運用」
- 後藤綾文・瀬戸美奈子（2018）「家庭・学校・地域で連携したいいじめ予防活動の推進」『三重大学教育学部研究紀要 教育実践』第69巻、pp.453-459
- 小林朋子（2008）「学校コンサルテーションにおけるコンサルティーコンサルタントの連携に関する研究（1）―コンサルタントとしてのスクールカウンセラー・相談員についての教師の評価・意見―」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.15、pp.117-124
- 坂田仰（2014）「いじめ防止対策推進法と教職員：学校現場へのインパクト」『日本女子大学総合研究所紀要』第17号、pp.165-175
- 坂田仰（2018）「いじめ防止対策推進法をどう捉えるか―学校、教職員に求められているもの」『月報司法書士』559号、pp.17-22
- 坂田仰（2019）「いじめ防止対策推進法の施行から6年：見えてきた学校現場への『負荷』」『日本女子大学教職教育開発センター年報』第5号、pp.41-49
- 坂田仰・山田知代（2021）「いじめ防止対策推進法の学校現場への浸透と課題」『日本女子大学教職教育開発センター年報』第7号、pp.27-34
- 佐々木正輝・菅原正和（2009）「小学校における学校心理学的援助の方法と構成的グループエンカウンター（SGE）の有効性」『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第8号、pp.107-117
- 瀬戸健一（2006）『協働性にもとづく学校カウンセリングの構築―高校における学校組織特性に着目して』風間書房
- 瀬戸瑠夏・下山晴彦（2004）「日本におけるスクールカウンセリングの現状分析：文献レビューによる活動モデル構築への展望」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第43巻、pp.133-145
- 高田晃（2018）「スクールカウンセラーに対する教員のニーズと満足度に関する調査研究」『宇部フロンティア大学附属地域研究所年報』8巻1号、pp.47-64
- 滝充（2016）「『いじめ防止対策推進法』後のいじめへの向き合い方」『教育委員会月報』68巻9号、pp.8-12

- 田中勝則・内野成美 (2010) 「教員とスクールカウンセラーの協働促進要因についての教育心理学的研究」『教育実践総合センター紀要』第9号、pp.33-41
- 谷川至孝・鈴木麻里子・平阪美穂 (2017) 「『チーム学校』の研究動向と今後の研究への提言：英国からの示唆」『教育行財政研究』第44号、pp.71-81
- 土居正城・加藤哲文 (2011) 「スクールカウンセラーと教員の連携促進要因の探索的研究」『カウンセリング研究』44巻4号、pp.288-298
- 土居正城・加藤哲文 (2012) 「スクールカウンセラーと教員の連携に関する調査研究—連携の現状と課題に対する認識の比較を通して—」『学校メンタルヘルス』15巻2号、pp.250-259
- 中西茂 (2020) 「いじめ調査第三者委員会報告書から見えるもの」『スクール・コンプライアンス研究』第8号、pp.48-59
- 橋本和幸・上野道子・田中理恵・倉橋朋子 (2015) 「公立中学校教員の視点からのスクールカウンセラー活動の有効性」『了徳寺大学研究紀要』9号、pp.143-157
- 浜田博文 (2016) 「公教育の変貌に 대응する学校組織論の再構成へ—「教職の専門性」の揺らぎに着目して—」『日本教育経営学会紀要』第58号、pp.36-47
- 久富善之 (1988) 『教員文化の社会学的研究』多賀出版
- 松永邦裕 (2019) 「いじめ防止対策推進法施行後の学校現場の新たな課題」『福岡大学研究部論集B：社会科学編』第11巻、pp.17-21
- 光岡征夫 (1995) 「学校教師とコンサルテーション」村山正治・山本和郎編『スクールカウンセラー：その理論と展望』ミネルヴァ書房、pp.119-129
- 三吉学 (2020) 「いじめ防止対策推進法を考える—小学校の現場から—」『スクール・コンプライアンス研究』第8号、pp.30-39
- 百瀬亜希・加瀬進 (2016) 「教員と福祉・心理専門職の連携に関する研究：双方の立場から見えてくる連携上の課題を中心に」『東京学芸大学紀要 総合教育科学系』67巻2号、pp.21-28
- 矢川晶子 (2002) 「スクールカウンセラーと連携した不登校児への支援」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』12巻、pp.23-31
- 安田みどり (2015) 「心理臨床実践におけるコンサルテーション—学校領域からの報告—」『コミュニティ心理学研究』18巻2号、pp.205-213
- ハツ塚一郎 (2020) 「『いじめ定義』の比較検討：『いじめ容認型言説』からの考察」『熊本大学教育学部紀要』第69号、pp.119-127
- 八並光俊 (2017) 「いじめ防止対策推進法以降のいじめの実態と特色」『東京理科大学教職教育研究』第1号、pp.9-20
- 矢巾町いじめ問題対策委員会 (2016) 「調査報告書〔概要版〕」<https://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016122300018/files/20161223133846052.pdf> (2022.10.20 最終アクセス)
- 山口卓男 (2017) 「学校現場におけるいじめ防止対策推進法の運用上の課題」『法律のひろば』第70巻第6号、pp.21-29
- 山本渉 (2015) 「中学校の担任教師はスクールカウンセラーの活動をどのように生かしているのか」『教育心理学研究』第63巻第3号、pp.279-294
- 與古田巖 (2005) 「問題行動のある中2男子および関係教諭との連携によっていじめが解決した事例」『沖縄国際大学人間福祉研究』第4巻第1号、pp.125-144
- 吉井健治・津本裕子 (2018) 「スクールカウンセラーに対する教師の期待—活動、知識、資質における期待の調査—」『鳴門教育大学研究紀要』第33巻、pp.60-76
- 吉澤佳代子・古橋啓介 (2009) 「中学校におけるスクールカウンセラーの活動に対する教師の評価」『福岡県立大学人間社会学部紀要』第17巻第2号、pp.47-65